大阪都市計画ごみ焼却場の変更（大阪市決定）

　都市計画ごみ焼却場中、第４号城東ごみ焼却場を第４号鶴見ごみ焼却場に名称を改め、次のように変更する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | | 位置 | 面積 | 備考 |
| 番号 | ごみ焼却場名 |
| ４ | 鶴見ごみ焼却場 | 大阪市鶴見区  焼野二丁目及び焼野三丁目、  守口市大字寺方旧南寺方  及び南寺方東通六丁目地内 | 約32,700㎡ |  |

「区域は計画図表示のとおり」

理　　由

老朽化したごみ焼却場において、工場施設の更新に伴い、地域と共存した施設となるよう、敷地形状を含め、配置計画を検討した結果、本案のとおり区域を変更し、あわせて第４号城東ごみ焼却場を第４号鶴見ごみ焼却場に名称を改めようとするものである。

（　参　考　）

1. 変更に係る土地の区域

大阪市　鶴見区　焼野二丁目及び焼野三丁目

守口市　大字寺方旧南寺方及び南寺方東通六丁目地内